

市民税・道民税と所得税の控除一覧（令和8年度）

「市民税・道民税」と「所得税」では「控除額」が異なる部分があります。主な違いは以下のとおりです。

【人的控除】

控除の種類	控除の分類	納税者本人の合計所得	市・道民税の控除額	所得税の控除額	調整控除で用いる控除額の差		
⑰ 寡婦控除		500万円以下	26万円	27万円	1万円		
⑱ ひとり親控除	母	500万円以下	30万円	35万円	5万円		
	父	500万円以下	30万円	35万円	1万円※1		
⑲ 勤労学生控除		給与所得85万以下かつ 給与所得等以外の所得10万以下	26万円	27万円	1万円		
⑳ 障害者控除	普通障害者	—	26万円	27万円	1万円		
	特別障害者	—	30万円	40万円	10万円		
	同居特別障害者	—	53万円	75万円	22万円		
㉑ 配偶者控除	一般配偶者	900万円以下	33万円	38万円	5万円		
		900万円超 950万円以下	22万円	26万円	4万円		
		950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	2万円		
	老人配偶者	900万円以下	38万円	48万円	10万円		
		900万円超 950万円以下	26万円	32万円	6万円		
		950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円	3万円		
㉒ 配偶者特別控除	配偶者の合計所得	58万円超 95万円未満	900万円以下	33万円	38万円	調整控除対象外	
			900万円超 950万円以下	22万円	26万円		
			950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円		
		95万円超 100万円未満	900万円以下	33万円	36万円		3万円※2
			900万円超 950万円以下	22万円	24万円		2万円※3
			950万円超 1,000万円以下	11万円	12万円		1万円※4
		100万円以上 105万円未満	900万円以下	31万円	31万円		
			900万円超 950万円以下	21万円	21万円		
			950万円超 1,000万円以下	11万円	11万円		
		105万円以上 110万円以下	900万円以下	26万円	26万円		
			900万円超 950万円以下	18万円	18万円		
			950万円超 1,000万円以下	9万円	9万円		
		110万円超 115万円以下	900万円以下	21万円	21万円		
			900万円超 950万円以下	14万円	14万円		
			950万円超 1,000万円以下	7万円	7万円		
		115万円超 120万円以下	900万円以下	16万円	16万円		
			900万円超 950万円以下	11万円	11万円		
			950万円超 1,000万円以下	6万円	6万円		
		120万円超 125万円以下	900万円以下	11万円	11万円		
			900万円超 950万円以下	8万円	8万円		
			950万円超 1,000万円以下	4万円	4万円		
		125万円超 130万円以下	900万円以下	6万円	6万円		
			900万円超 950万円以下	4万円	4万円		
			950万円超 1,000万円以下	2万円	2万円		
130万円超 133万円以下	900万円以下	3万円	3万円				
	900万円超 950万円以下	2万円	2万円				
	950万円超 1,000万円以下	1万円	1万円				
㉓ 扶養控除	一般扶養	—	33万円	38万円	5万円		
	特定扶養	—	45万円	63万円	18万円		
	老人扶養	—	38万円	48万円	10万円		
	同居老親等扶養	—	45万円	58万円	13万円		

⑭ 特定親族特別控除	特定親族の合計所得	58万円超 85万円以下	45 万円	63 万円	調整控除対象外
		85万円超 90万円以下		61 万円	
		90万円超 95万円以下		51 万円	
		95万円超 100万円以下	41 万円	41 万円	
		100万円超 105万円以下	31 万円	31 万円	
		105万円超 110万円以下	21 万円	21 万円	
		110万円超 115万円以下	11 万円	11 万円	
		115万円超 120万円以下	6 万円	6 万円	
120万円超 123万円以下	3 万円	3 万円			
⑭ 基礎控除	本人の合計所得	132万円以下	43 万円	95 万円	※5 5 万円
		132万円超336万円以下		88 万円	
		336万円超489万円以下		68 万円	
		489万円超655万円以下		63 万円	
		655万円超2,350万円以下		58 万円	
		2,350万円超2,400万円以下		48 万円	
		2,400万円超2,450万円以下	29 万円	32 万円	
		2,450万円超2,500万円以下	15 万円	16 万円	
2,500万円超		適用なし			

- ※1 税制改正前（令和2年度まで）の寡夫控除の差額（市・道民税26万円、所得税27万円）
 ※2 改正前の配偶者特別控除の控除差（市・道民税33万円、所得税36万円）
 ※3 改正前の配偶者特別控除×2/3の控除差（市・道民税22万円、所得税24万円）
 ※4 改正前の配偶者特別控除×1/3の控除差（市・道民税11万円、所得税12万円）
 ※5 税制改正前（令和2年度まで）の基礎控除の差額（市・道民税38万円、所得税33万円）

【調整控除】

合計所得金額	課税標準額	調整控除額
2,500万円以下	200万円以下の方	アとイのいずれか小さい額×5%（市民税3%、道民税2%） ア 人的控除額の差の合計額（注1） イ 市民税・道民税の合計課税所得金額（注2）
	200万円超の方	（ウ-エ）×5%（市民税3%、道民税2%） ※（ウ-エ）の額が5万円未満の場合は5万円 ウ 人的控除額の差の合計額（注1） エ 市民税・道民税の合計課税所得金額（注2）-200万円
2,500万円超		適用なし

- （注1）人的控除額の差の合計額については、上記【人的控除】の「調整控除で用いる控除額の差」より求めます。
 （注2）合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。

【その他の控除】

⑮ 生命保険料控除

	市・道民税		所得税	
	支払金額	控除額	支払金額	控除額
旧契約	～ 15,000円	支払金額の全額	～ 25,000円	支払金額の全額
	15,001円～ 40,000円	支払金額×0.5+7,500円	25,001円～ 50,000円	支払金額×0.5+12,500円
	40,001円～ 70,000円	支払金額×0.25+17,500円	50,001円～ 100,000円	支払金額×0.25+25,000円
	70,001円～	35,000円（限度額）	100,001円～	50,000円（限度額）
新契約	～ 12,000円	支払金額の全額	～ 20,000円	支払金額の全額
	12,001円～ 32,000円	支払金額×0.5+6,000円	20,001円～ 40,000円	支払金額×0.5+10,000円
	32,001円～ 56,000円	支払金額×0.25+14,000円	40,001円～ 80,000円	支払金額×0.25+20,000円
	56,001円～	28,000円（限度額）	80,001円～	40,000円（限度額）

⑯ 地震保険料控除

	市・道民税		所得税	
	支払金額	控除額	支払金額	控除額
地震	～ 50,000円	支払金額×0.5	～ 50,000円	支払金額の全額
	50,001円～	25,000円（限度額）	50,001円～	50,000円（限度額）
旧長期損害	～ 5,000円	支払金額の全額	～ 10,000円	支払金額の全額
	5,001円～ 15,000円	支払金額×0.5+2,500円	10,001円～ 20,000円	支払金額×0.5+5,000円
	15,001円～	10,000円（限度額）	20,001円～	15,000円（限度額）

※ 生命保険料控除と地震保険料控除は、調整控除の対象となりません。